

広島市成年後見制度利用促進事業実施要綱（案）新旧対照表

令和３年３月３１日照会案	今回の案
第１条～第２条 （略） （定義） 第３条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるものとする。 (1) 地域連携ネットワーク どの地域においても制度の必要な人が制度を利用できるよう、<u>各地域における</u>相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援を必要とする人を発見し、適切に必要な支援につなげるための、<u>既存の</u>保健、医療、福祉との連携に司法を含めた地域連携の仕組み (2) チーム 認知症等により判断能力が不十分であるために意思決定が困難な人に身近な親族、福祉・医療・地域の関係者と後見人等が一体となって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行うために形成する体制 (3) 協議会 成年後見等開始の前後を問わず、チームに対し、法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、<u>各地域において</u>専門職団体や関係機関が自発的に協力する体制づくりを進める合議体であり、地域連携ネットワークの機能・役割が適切に発揮・発展できるよう、専門職団体など地域の関係者が連携し、地域課題の検討・調整・解決に向け継続的に協議する場 (4) 中核機関 地域連携ネットワークが広報、相談対応、制度利用促進及び後見人支援それぞれの機能を強化していく上で中核的役割を果たす機関であり、様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や、地域の専門職や幅広い関係者との信頼関係を維持発展させ円滑に協力を得るノウハウ等を段階的に蓄積しつつ、地域における連携・対応強化を継続的に推進していく役割を担う機関 （協議会の設置） 第６条 <u>広島市は、第３条第３号で定める役割を担う協議会として__地域連携ネットワーク推進会議_____を設置する。</u> <u>２ 地域連携ネットワーク推進会議の事務局は広島市健康福祉局（高齢福祉課、障害福祉課、障害自立支援課及び精神保健福祉課）に置く。</u> <u>３ 地域連携ネットワーク推進会議は、次に掲げる者により構成するものとする。</u> <u>(1) 学識経験者及び関係団体等に属する者のうち、市長が依頼する者</u> <u>(2) 区役所厚生部の地域支えあい課地域支援担当課長等、福祉関係課長</u>	第１条～第２条 （略） （定義） 第３条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるものとする。 (1) 地域連携ネットワーク どの地域においても制度の必要な人が制度を利用できるよう、_____相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援を必要とする人を発見し、適切に必要な支援につなげるための、_____保健、医療、福祉との連携に司法を含めた地域連携の仕組み (2) チーム 認知症等により判断能力が不十分であるために意思決定が困難な人に身近な親族、福祉・医療・地域の関係者と後見人等が一体となって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行うために形成する体制 (3) 協議会 成年後見等開始の前後を問わず、チームに対し、法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、_____専門職団体や関係機関が自発的に協力する体制づくりを進める合議体であり、地域連携ネットワークの機能・役割が適切に発揮・発展できるよう、専門職団体など地域の関係者が連携し、地域課題の検討・調整・解決に向け継続的に協議する場 (4) 中核機関 地域連携ネットワークが広報、相談対応、制度利用促進及び後見人支援それぞれの機能を強化していく上で中核的役割を果たす機関であり、様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や、地域の専門職や幅広い関係者との信頼関係を維持発展させ円滑に協力を得るノウハウ等を段階的に蓄積しつつ、地域における連携・対応強化を継続的に推進していく役割を担う機関 （協議会の設置等） 第６条 <u>本__市は、第３条第３号で定める役割を担う協議会として、__地域連携ネットワーク推進会議（以下、「推進会議」という。）を設置する。</u> <u>２ 推進会議は、次の各号に掲げる者により構成する。</u> <u>(1) 学識経験者及び関係団体等に属する者のうち、市長が依頼する者</u> <u>(2) 区役所厚生部地域支えあい課の課長（２名以内）</u> <u>３ 構成員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。</u> <u>４ 推進会議に会長及び副会長を各１名置く。</u> <u>５ 会長は、構成員の互選により定め、副会長は、構成員のうちから会長が指名する。</u> <u>６ 推進会議の事務局は、健康福祉局の高齢福祉部高齢福祉課並びに障害福祉部の障害福祉課、障害自立支援課及び精神保健福祉課に置く。</u>

令和３年３月３１日照会案	今回の案
4 地域連携ネットワーク推進会議においては、次の各号に掲げる事項について協議するものとする。 (1) 専門職団体や関係機関の連携強化策等に関すること。 (2) チームへの支援体制に関すること。 (3) 中核機関の運営に係る重要事項に関すること。 (4) その他権利擁護支援体制の推進に関すること。 (中核機関の設置) 第7条 広島市は、第3条第4号で定める役割を担う機関として、地域連携ネットワークにおける各関係機関との連携・調整を行う中核機関を設置する。 2 中核機関の運営に係る事項については、別途定めるものとする。 (その他) 第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。	(協議会の運営等) 第7条 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。 2 推進会議は、会長が必要に応じて招集する。ただし、会長が選任されていない場合は、市長が招集する。 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、副会長がその職務を代行する。 4 推進会議は、全構成員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。 5 推進会議では、次の各号に掲げる事項について協議するものとする。 (1) 専門職団体や関係機関の連携強化策等に関すること。 (2) チームへの支援体制に関すること。 (3) 中核機関の運営に係る重要事項に関すること。 (4) その他権利擁護支援_____に関すること。 6 会長は、必要があると認めるときは、家庭裁判所など構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。 (中核機関の設置) 第8条 本市は、第3条第4号で定める役割を担う機関として、地域連携ネットワークにおける各関係機関との連携・調整を行う中核機関を設置する。 2 中核機関の運営に係る事項については、別途定めるものとする。 (その他) 第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。